

介護保険料を見直します

高齢者福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167

介護保険制度では、65歳以上の方の保険料を3年ごとに見直すことになっており、現在、第5期（平成24～26年度）の保険料を検討しています。

検討は、市民や有識者で組織する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」と市役所内に「高齢者福祉施策推進本部」を設置し行っています。

第5期では、給付費の増加を考慮し、施設系サービスを極力抑え、在宅での介護を推進するため、小規模多機能居宅介護などの居宅系サービスの充実に努めます。

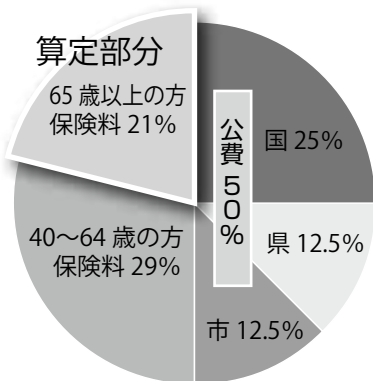
さらに本市では、要介護認定者数の増加を抑えるため、介護予防事業にも積極的に取り組んでいきます。

しかしながら、自然増による給付費の増加は避けられそうになく、加えて法改正により65歳以上の方の負担率が20%から21%へ増えたこと、第4期にあった基金が第5期ではほとんど見込めないこと、などが要因となり、65歳以上の方の保険料は月額5,700円前後（約30%アップ）になると見込んでいます。

介護費用の負担割合

介護保険サービスを利用したとき、費用の1割を利用者が支払い、残り9割を給付費として公費と保険料で半分ずつ負担します。（図1参照）

図1 給付費の負担割合



保険料は平成24～26年度の三年間の給付費の総額を積算し、それに負担割合（21%）を乗じたものを、65歳以上の人数で割って、一人当たりの保険料を算定します。

給付費は、次のように算定します

算定1 人口の推計

第5期における総人口と高齢者人口を推計します。

総人口は40,226人から平成26年には2,000人程度減少すると見込んでいますが、高齢者人口は200人余り増加し15,249人と見込んでいます。

算定2 要介護認定者数の推計

次に、先の高齢者人口と、今までの介護認定者数の推移をもとに、要介護認定者数の推計を行います。

要介護認定者数は年々増加しており、今後も増加すると見込んでいます。しかも、要介護2～5といった重度の方の増加割合が多いと見込んでいます。（図2参照）

図2 認定者数の推移

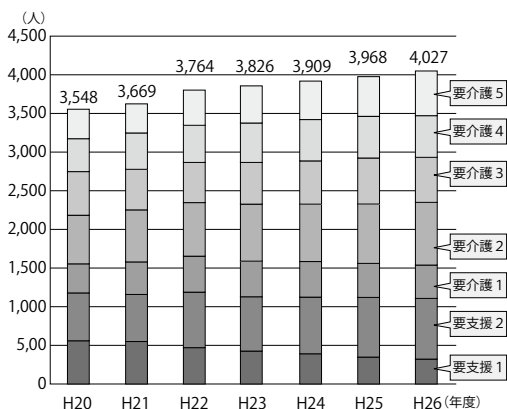
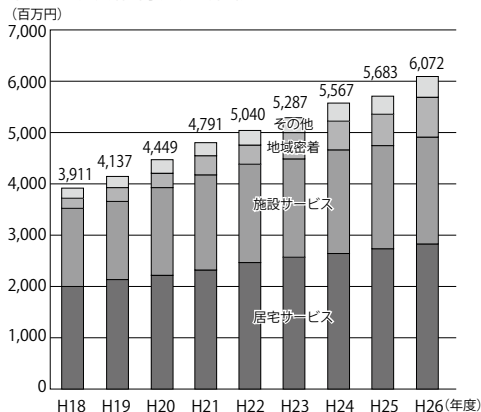


図3 介護給付費の推移



算定3 介護給付費の推計
要介護認定者の方が年間どのような介護サービスを利用するかを給付データなどから分析し、第5期の3年間における給付費の総額を積算します。

全国的にも給付費は増加していますが、本市の給付費も毎年、2～3億円程度増加しており、平成18年度39億円であったものが、平成22年度には50億円と11億円増加しています。

第5期の給付費も、要介護認定者数の増加、要介護度の重度化、介護報酬の増額、施設や居宅サービス等の整備によるサービス利用者数の増加等の要因で、平成26年度には61億円まで増加すると推計しています。（図3参照）